

# 対策関連情報 Vol.1

## 新型コロナウイルス感染症

### 臨時広報

# みふね

国・県・民間団体などの支援等情報をまとめて掲載！！



**町独自の対策**をいち早くお知らせ！！

#### 人権への配慮について

感染者やその家族、職場等の関係者の方への心ない言動、噂や憶測に基づく誹謗・中傷、いじめ、不当な扱いが県内でも多数発生しています。住民の方々には正確な情報に基づいて冷静な判断と行動に心がけていただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ・人権相談窓口】

熊本県人権センター

☎ 384-5822

#### DV・虐待に関するご相談

外出自粛等の状況下において、生活不安やストレスによるDV被害等の増加、深刻化が懸念されます。気になることや心配事がありましたら、ご相談ください。

【お問い合わせ】

・DV相談ナビ

☎ 0570-0-55210

・DV相談+（プラス）

☎ 0120-279-889（24時間対応）

・役場福祉課社会福祉係（DV等）

☎ 282-1342

・役場福祉課地域包括支援センター（高齢者虐待）

☎ 282-2911

・役場こども未来課（児童虐待）

☎ 282-1346

町ホームページで随時情報を更新します。

御船町 新型コロナウイルス 検索

## 【給付金・支援金】

### もらえるお金・商品券

#### 特別定額給付金

##### 【給付対象者】

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている人

【申請・受給権者】 その人が属する世帯の世帯主

【給付額】 給付対象者1人につき10万円

##### 【給付金の申請及び給付の方法】

- ① 郵送申請
- ② オンライン申請（マイナンバーカード所持者）

##### 【給付の時期】

5月下旬頃から支給（口座振込み）を開始

##### 【お問い合わせ】

役場特別定額給付金受付窓口専用番号

☎ 282-2202

#### 子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯の生活を支援するために、一時金を支給します。

##### 【給付対象者】

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している人

【給付額】 対象児童1人につき1万円

##### 【給付金の申請及び給付の方法】

- ① 申請は不要です（公務員は申請が必要）
- ② 児童手当を受給している口座への振込み

##### 【給付の時期】

5月下旬頃から支給（口座振込み）を開始

##### 【お問い合わせ】

役場子ども未来課

☎ 282-1346

#### こどもスマイルチケット

中学生以下の子どもが居住する世帯へ町内事業所で利用可能な3,000円分の商品券を配布します。

##### 【対象者】

基準日（令和2年4月1日）において中学生以下の子どもがいる世帯主

##### 【配布額】

子ども1人につき3,000円分の商品券

【対象店舗】 町内の食品製造販売店・生花店

【使用期間】 令和2年5月23日～8月31日

##### 【配布方法】

書留郵便で5月15日に発送します。

※対象店舗一覧を同封します。

##### 【お問い合わせ】

役場子ども未来課

☎ 282-1346

#### 御船町プレミアム商品券

町内の登録店で利用できる12,000円分の商品券が10,000円で購入できます。

6月中旬を目途に販売を開始する予定です。

※詳細については決定次第、お知らせします。

##### 【お問い合わせ】

役場商工観光課

☎ 282-1226

#### 住居確保給付金

新型コロナウイルスの影響で休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払に困り、住居を失うおそれが生じている世帯の家賃相当額を家主に支給します。

##### 【対象】

離職・廃業から2年以内の方または休業等により収入を得る機会が減少し、離職と同程度の状況にある方

##### 【条件等】

受給資格を満たす世帯に対し

原則3ヶ月、最大9ヶ月

##### 【お問い合わせ】

御船町社会福祉協議会

☎ 282-0785

#### 小学校等休業等対応支援金

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者の方は、支援金の給付を受けることができます。

##### 【給付対象者】

親権者、未成年後見人、その他（里親、祖父母等）であって、次の①または②を現に監護している人

- ① 臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した、または風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

※上記のほか、子どもの世話を一時的に補助する親族を含みます。

##### 【条件】

次ぎの①、②の両方に該当すること

- ① 小学校等の臨時休業前に、業務委託契約を締結していること
- ② 小学校等の臨時休業期間において、子どもの世話をを行うために、業務委託契約に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと

##### 【お問い合わせ】

学校等休業助成金・支援金等相談コーナー

☎ 0120-60-3999

## 【融資】

### 借りるお金

#### 緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

【対象】 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

##### 【条件】

▼貸付上限額：1世帯10万円

※小学校等の臨時休校や個人事業主の特例の場合は20万円

▼据置期間：1年以内 ▼償還期限：2年以内

▼利子・保証人：無利子、保証人不要

##### 【お問い合わせ】

御船町社会福祉協議会

☎ 282-0785

#### 総合支援資金

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

【対象】 新型コロナウイルスの影響を受け、失業等により生活に困窮し、日常の生活の維持が困難となっている世帯

##### 【条件】

▼貸付上限額：2人以上の世帯／月20万円  
単身世帯／月15万円

※貸付期間は原則3ヵ月以内

▼据置期間：1年以内 ▼償還期限：10年以内

▼利子・保証人：無利子、保証人不要

##### 【お問い合わせ】

御船町社会福祉協議会

☎ 282-0785

## 【減免・猶予】

### 税金減額・支払延長

#### 保育料の日割り減額

登園自粛要請に伴い、登園自粛にご協力いただいた園児の保育料を日割りで計算し、減額します。

##### 【対象者】

町内保育園児（0～2歳）がいる保護者

##### 【対象期間・申請方法】

詳細は改めてお知らせします。

##### 【お問い合わせ】

役場こども未来課

☎ 282-1346

#### 納税等の猶予制度の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった場合、1年間、地方税（町県民税、固定資産税、国民健康保険税等）について徴収の猶予を受けることができます。

##### 【対象】

①令和2年2月以降の任意の期間において、事業等に係る収入が前年同期に比べて20%以上減少していて、②一括で納付または納入を行うことが困難な人

##### 【条件等】

関係法令の施行から2ヵ月後、または納期限のいずれか遅い日までに申請が必要となります。

申請の際には、申請書と併せ、収入や現預金のわかる資料を提出ください。（担保等は不要）

また、国民健康保険税については減免制度（収入が30%以上減少した場合等）、介護保

険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料についても、猶予等の制度があります。詳細は下記担当係にお問い合わせください。

##### 【お問い合わせ】

・地方税

役場税務課

☎ 282-1114（減免：課税係）

☎ 282-1115（猶予：徴収係）

・介護保険料

役場福祉課 介護保険係

☎ 282-1349

・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料

役場町民保険課 保険係

☎ 282-1113

## 事業者向け

### 【給付金・支援金】

#### もらえるお金

#### 小学校休業等対応助成金

令和2年2月27日から6月30日までの間に、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給休暇を取得させた事業主は助成金の対象となります。

支給要件や具体的な手続きは、厚生労働省ホームページ、または直接電話にてご確認ください。

##### 【対象者】

①臨時休業などをした小学校などに通う子ども

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

##### 【助成】

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額10分の10

##### 【申請期間】 令和2年9月30日まで

##### 【お問い合わせ】

学校等休業助成金・支援金コールセンター

☎ 0120-60-3999

#### 持続化給付金

売上が大きく減少した事業者は、法人の場合200万円、個人の場合100万円を上限に、現金の給付を受けることができます。

【給付対象者】 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

##### 【条件】

新型コロナウイルス感染症の影響により前年同月比で50%以上事業収入が減少していること

##### 【申請方法】

・原則電子申請による。

※電子申請を行うことが困難な方のために、5月12日より申請サポート会場を開設しています。

申請サポート会場のご利用には、事前予約が必要です。

・会場：熊本商工会議所6階

☎ 324-0033

##### 【お問い合わせ】

持続化給付金事業コールセンター

☎ 0120-115-570

#### 事業継続支援金

国の持続化給付金の対象とならない中小企業等に対して、県が重点的に支援します。

##### 【対象者】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

##### 【条件】

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が前年同月比で30%以上、50%未満減少している事業者

【支援額】 法人：最大20万円

個人事業者：最大10万円

##### 【お問い合わせ】

県商工政策課専用相談窓口（コールセンター）

☎ 333-2828

#### 御船町事業継続プラス支援金

持続化給付金等に該当する事業者へ町が追加支援します。

※詳細については決定次第、お知らせします。

##### 【対象者】

国持続化給付金または熊本県事業継続支援に該当した町内事業者

##### 【支援金額】

国持続化給付金該当（法人20万、個人10万）  
県事業継続支援金該当（法人10万、個人5万）

##### 【お問い合わせ】

役場商工観光課

☎ 282-1226

#### 新型コロナウイルス感染症対策に伴う中小企業資金繰り支援（利子補給）

金融機関から融資を受けた利子の一部を補助（利子補給）します。

※詳細が決定次第、お知らせします。

【対象者】 町内事業者

【融資限度額】 1,000万円

【補給期間】 3年以内

##### 【お問い合わせ】

役場商工観光課

☎ 282-1226

# 事業者向け

## 休業要請協力金

感染拡大防止のために、休業要請等に全面的に協力した中小企業者等に対し、協力金が交付されます。

【対象者】 次の全ての要件を満たす方

- ① 県内で休業要請等の対象施設を運営する中小企業者等（個人事業主を含む）であること。
- ② 休業要請等を実施（令和2年4月21日）する以前から、休業要請等の対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、当該施設を運営していること。
- ③ 休業要請等期間（令和2年4月22日から5月6日まで）の全てにわたって休業したこと。

※ただし、仕入先等関係者との調整、従業員の配置調整その他正当な理由により同期間の全てにわたって休業することが困難であった者については、遅くとも令和2年4月25日から休業を開始し、同年5月6日まで全て休業した場合に限り交付対象となります。

- ④ 暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当する中小企業者等ではないこと。

【交付額】 1事業者当たり一律10万円

【お問い合わせ】

県商工政策課休業要請協力金専用相談窓口

☎ 333-2828（コールセンター）

※申請書類は役場商工観光課にもございます。

## 【減免・猶予】

## 税金減額・支払延長

## 中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置

中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年に限り、償却資産・事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減する制度です。

※詳細については決定次第、知らせします。

【対象】

令和2年2月～10月までの任意の3ヵ月間の売上高が前年同期と比べて減少している中小事業者等

【軽減率】

減少率が30%～50%の場合・・・2分の1  
減少率が50%以上の場合・・・全額

【お問い合わせ】

中小企業庁

☎ 0570-077322

役場税務課 課税係

☎ 282-1114

## 【融資】

## 借りるお金

## 新型コロナウイルス感染症対応資金

新型コロナウイルス感染症対応資金にて、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用した場合に要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

【条件等】

- ・融資限度額：3,000万円
- ・補助期間：保証料は全期間、利子補給は当初3年間
- ・融資期間：10年以内（うち元本据置期間5年以内）
- ・担保：無担保
- ・保証人：代表者は一定要件（①法人・個人分離②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

※制度融資ご利用の場合は、お近くの民間金融機関へご相談ください。

【利子キャッシュバックに関するお問い合わせ】

熊本県商工振興金融課

☎ 333-2314

# 農林漁業者向けのメニュー

## 【給付金】

## もらえるお金

## 農業労働力確保等緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、予定していた技能実習生等の受入れや特定技能外国人の雇用が出来ていない等、人材不足となった農業経営体に対して、人材を確保するために必要となる交通費、宿泊費（借上アパート等）、代替人材を雇用するために必要な掛かり増し労賃、労働保険料（雇用主負担分）等を助成します。

【お問い合わせ】

九州農政局経営支援課

☎ 300-6375

## 【融資】

## 借りるお金

## 農林漁業者向け緊急支援資金

収入が減少している農林漁業者の対し、1,000万円を限度額として熊本県独自の「緊急支援資金」が創設されました。融資には金融機関の審査があります。

【返済期間】

最大10年間（当初3年間は返済不要）。  
保証料不要、5年間無利子

【お問い合わせ】

お取引先の金融機関 または  
役場農業振興課 農林企画係

☎ 282-1607

## 農林漁業セーフティネット資金

農業経営の維持安定が困難な農業者を対象に、一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期かつ低利な資金が借り入れできます。融資には金融機関の審査があります。

【対象者】

認定農業者、主業農業者、認定新規就農者  
集落営農組織等

【金利】

年0.16～0.17%（令和2年4月20日現在）最新の金利については、取扱金融機関にお問い合わせ下さい。

【借入限度額】

- ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の12分の12又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額
- ② ①以外の場合：1,200万円

【償還期限】

利子助成により、貸付当初5年間実質無利子での融資を受けることが可能  
実質無担保無保証人での融資を受けることが可能

【お問い合わせ】

お近くのJA、金融機関、日本政策金融公庫支店

# その他の御船町 **独自の対策**

## 学校にタブレットPCを整備

ICT機器の活用により、全ての子どもたちの学びを保障できる環境を整備するため、町立学校児童生徒1人に1台のタブレット端末を導入します。

### 【お問い合わせ】

役場学校教育課

☎ 282-1700

## 学童クラブ午前中開所への補助

小学校から臨時休校に伴う学童クラブの平日午前中からの開所にかかる経費を補助します。

【対象者】 町内学童クラブ（10クラブ）

【対象期間】 令和2年5月1日～5月31日

### 【お問い合わせ】

役場子ども未来課

☎ 282-1346

## 御船中学校トイレ改修事業

感染症予防の観点から、御船中学校トイレの衛生環境の改善を図ります。より感染リスクの低い洋式トイレへ改修します。

### 【お問い合わせ】

役場学校教育課

☎ 282-1700

## 平成音楽大学応援補助金

九州唯一の音楽単科大学である「平成音楽大学」に対して、町の魅力を発信する重要な施設と位置付けており、学生が安心して学べる環境づくりを目的に、町独自で補助金を支給します。

【対象者】 平成音楽大学

### 【お問い合わせ】

役場企画財政課企業誘致係

☎ 282-1263

## 医療機関（病院、医院等）および老人福祉施設、障がい者支援施設感染防止事業

心身に不調がある方を診察や治療する医療機関（病院、医院等）、介護や支援を要する方を支えている老人福祉施設および障がい者支援施設に対して、適切な感染防止対策をとっていただくため、50,000円を助成します。

### 【お問い合わせ】

・医療機関

役場健康づくり支援課 健康推進係

☎ 282-1602

・介護保険施設等

役場福祉課 介護保険係

☎ 282-1349

・障がい児・者支援施設

役場福祉課 社会福祉係

☎ 282-1342

## 高齢者のフレイル（虚弱）対策事業

町ホームページ上で、自宅でできる運動プログラムを動画配信します。また、高齢者向けにアンケート調査を実施し、必要な人に運動DVDの配布や戸別訪問を行い、フレイル対策を行います。  
※フレイルとは、加齢により心身が衰えた状態  
※詳細については決定次第、お知らせします。

### 【お問い合わせ】

役場福祉課 地域包括支援センター

☎ 282-2911

町ホームページで随時情報を更新します。

御船町 新型コロナウイルス 検索



今後もV字回復を実現するための対策を実施予定！！